

静県薬第706号  
令和7年12月12日

各地域・職域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡田国一

**令和7年度医薬分業の質的向上を図るための事業  
「薬剤師ステップアップ研修会」の開催について**

標題の件について、別紙のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

医薬分業は、医師が処方せんを発行することで、医師と薬剤師の二人の専門家が処方せんを二重にチェックし、患者に処方された医薬品の効果や安全性を一層高めようとする制度であるがゆえ、薬局が法律、省令等を正しく理解する必要があります。

また、オンライン服薬指導や電子処方箋の発行が認められた今日、薬局においてもDX化の推進は不可避であり、さらに改正薬機法においても多職種間・薬局間での情報の共有が求められております。そこで、時代に求められ頼られ必要とされる薬剤師の質的向上を図ることを目的として開催することといたしました。

つきましては、会務ご繁忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会会員に広くご周知いただきま  
すようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局；瀬川  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：[syokunou@shizuyaku.or.jp](mailto:syokunou@shizuyaku.or.jp)

## 令和7年度 医薬分業の質的向上を図るための事業

# 「薬剤師ステップアップ研修会」ご案内

令和7年12月

公益社団法人静岡県薬剤師会

### 1 目的

昨今、薬剤師が遵守すべき基本的な事項の不備による不適切な事例がみられる。それを鑑み、今一度、薬局薬剤師としての基本に立ち返り、日常業務の再確認が必要である。

医薬分業は、医師が処方せんを発行することで、医師と薬剤師の二人の専門家が処方せんを二重にチェックし、患者に処方された医薬品の効果や安全性を一層高めようとする制度であるがゆえ、薬局が法律、省令等を正しく理解する必要がある。また、オンライン服薬指導や電子処方箋の発行が認められた今日、薬局においてもDX化の推進は不可避である。さらに改正薬機法においても多職間・薬局間での情報の共有が求められている。そこで、時代に求められ頼られ必要とされる薬剤師の質的向上を図ることを目的とする。

### 2 日 時 令和8年2月15日（日）午後1時30分～午後4時40分

※開始時刻10分前までに受け付けをお願いいたします。開始時刻を過ぎて受け付けをした場合は、所定の研修点数を付与できません。

### 3 会 場 「静岡県薬剤師会館」3階大会議室

静岡市駿河区馬淵2-16-32 電話054-203-2023

※駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。

### 4 研修内容 別紙プログラムのとおり

※本研修会は日本薬剤師研修センターが定める「集合研修」に該当し、「研修認定薬剤師制度」対象研修会として申請予定です。研修会終了後、当該研修会の受講者データを日本薬剤師研修センターに報告しますので、予めご了承ください。

### 5 対象者 薬剤師（原則1薬局1名とする）

### 6 定員 72名

### 7 受講料 静岡県薬剤師会会員 無料

非会員 3,000円

（当日受付時に徴収しますので、釣銭のないようご用意ください。）

### 8 持ち物 本人確認票（P E C S の Q R コード）及び本人確認用の身分証明書の原本（顔写真の付いた会員証、免許証など）を持参してください。

※当日、本人確認ができない場合、受講をお断りする場合がございます。

### 9 申込方法

静岡県薬剤師会ホームページ「研修会・講習会等」又は下記URL、QRコードから、1月15日（木）までにお申込みください。締切日以前でも定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

受講の可否は申込締切日以降日、メールにて連絡します。

URL <https://forms.gle/36HqndMcKm9NESsV9>

QRコード



10 問合せ先

静岡県薬剤師会事務局 担当：瀬川 電話：054-203-2023 FAX：054-203-2028  
E-mail: syokunou@shizuyaku.or.jp

11 その他の

- ・欠席される場合は、予め県薬事務局までご連絡ください。

**日本薬剤師研修センター「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）」について**

日本薬剤師研修センターでは、「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）」が令和4年4月1日から開始しました。日本薬剤師研修センターの研修受講単位が付与される研修の受講、認定薬剤師の認定申請等のためには、各自 PECS に登録する必要があります。

詳細については日本薬剤師研修センターホームページ  
(<https://www.jpec.or.jp/faq/about/ninteitetudukidenshika.html>) をご確認ください。

静岡県薬剤師会の対応については、静岡県薬剤師会ホームページ掲載「静岡県薬剤師会主催研修会の出席方法について」 (<https://www.shizuyaku.or.jp/38830/>) をご確認ください。

# 令和7年度医薬分業の質的向上を図るための事業

## 「薬剤師ステップアップ研修会」プログラム

### ぜひ、知って欲しいこと

日時：令和8年2月15日（日）13：30～16：40

場所：静岡県薬剤師会館3階

司会：静岡県薬剤師会

13：30～13：35 開会挨拶（5分）

静岡県薬剤師会会长 岡田国一

13：35～14：35 「地域包括ケアシステム目標構築年を迎えて」（60分）

薬剤師会としての取り組み～歴史と変遷～

静岡県薬剤師連盟顧問 石川幸伸

14：35～15：50 「薬局における接遇について」（75分）

薬剤師のためのハラスメント防止研修（カスタマーハラスメント含む）

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 清水達也

15：50～16：35 「電子処方箋の扱い方」（45分）

引き換え番号をどう使うの？取り消しや疑義照会、コメント、

重複投薬チェックとは？リフィル処方箋は？管理サービスとは？

静岡県薬剤師会職能対策委員会委員 西村充司

16：35～16：40 閉会挨拶（5分）

静岡県薬剤師会副会長 鈴木孝一郎

# 静岡県薬剤師会主催の研修会参加（集合研修）にあたっての注意事項

令和5年9月  
公益社団法人静岡県薬剤師会

\* \* \* \* \* 事前に必ずご確認ください \* \* \* \* \*

令和4年4月1日からのPECS本稼働に伴い、以下の項目をご理解・ご同意いただいた上で静岡県薬剤師会主催の研修会を受講してください。

## 1 研修会受講前に準備いただきたい事項

### (1) 薬剤師のPECS登録

日本薬剤師研修センターでは、令和4年4月1日から「薬剤師研修・認定電子システム（略称：PECS）」の本稼働を開始しました。

これにより、紙媒体（研修受講シールの配付、薬剤師研修手帳による集計管理）は廃止となり、今後はインターネット上で研修受講単位の取得・管理、研修認定薬剤師の申請手続き等を行うこととなります。

つきましては、現在、研修認定薬剤師の認定を受けている薬剤師、これから認定を受ける予定の薬剤師は、日本薬剤師研修センターホームページトップから「薬剤師研修支援システム」をクリックし、PECSの内容確認及び同システムへの登録を行うようお願いします。

[日本薬剤師研修センターホームページ]

<http://www.jpec.or.jp/>

### (2) 本人確認票（PECSのQRコード）の印刷

PECS登録完了後、ユーザID及びパスワードによってPECSにアクセスし、ご自身のPECS本人確認票（QRコード）をご確認ください。研修会出席の際には、このPECS本人確認票（QRコード）を紙に印刷してご持参いただくこととなります。

※スマートフォン等に画像表示させたものでも使用はできます。

ただし、ディスプレイの破損等それら電子機器の不具合によってPECS本人確認票（QRコード）が読み取れなかった場合は、本人の責任であるため、研修受講単位は付与されません。

※不鮮明なPECS本人確認票（QRコード）を持参した場合は読み取ることができないため、鮮明に印刷されたものをご持参ください。

### [本人確認票（PECSのQRコード）の表示方法]

①



日本薬剤師研修センターホームページトップ画面

②



日本薬剤師研修センターホームページTOP

③

薬剤師メニュー  
QRコード表示  
研修等の完了状況  
受講・受験申込  
レポート提出  
受講履一覧  
認定申請  
IDカード発行申請  
個人情報変更

メニューバーを選択してください。  
日本薬剤師研修センターからのお知らせ  
薬剤師研修・認定電子システム  
ログアウト

④

薬剤師メニュー  
QRコード表示  
研修等の完了状況  
受講・受験申込  
レポート提出  
受講履一覧  
認定申請  
IDカード発行申請  
個人情報変更

QRコード表示  
QRコード表示  
紙に印刷してください  
QRコード表示  
紙に印刷し、研修会の時に紙を持参してください。  
持参しない場合は事務が取扱できません。

QRコード  
ユーザID  
薬剤師登録登録番号  
名前

## 2 研修会当日の受付方法について

受付方法は、従来どおりの「本人確認と受付名簿による出欠確認」に「PECS 本人確認票（QR コード）読み取り」が加わります。

- (1) 本人確認を行いますので、身分証明書の原本（顔写真の付いた会員証、免許証など）をご持参ください。
- ・事前に提出いただいた受講申込書に基づいて用意する「受付名簿」にて出欠確認を行います。
- (2) 研修会の受付時と終了時に、紙に印刷した PECS 本人確認票（QR コード）を、受講者ご自身が PECS 本人確認票（QR コード）読み取装置にかざしてください。（受講受付時間・受講終了時間を記録）
  - ・PECS 本人確認票（QR コード）読み取装置により出席者の PECS 本人確認票（QR コード）を読み取ります。これにより出席者の受講受付時間、受講終了時間を自動的に記録し、日本薬剤師研修センターにデータを転送することで、研修受講単位が交付されることになります。PECS 本人確認票（QR コード）を読み取る時刻等によっては遅刻、早退とみなされ、研修受講単位が交付されない場合があります。)
  - ・速やかに PECS 本人確認票（QR コード）読み取作業を行うため、開始時刻 10 分前までに受付を済ませるようご協力お願いいたします。

## 3 研修受講単位について

- ・前項のとおり、PECS 本人確認票（QR コード）読み取装置にて読み取ったデータは、研修会主催者（静岡県薬剤師会）から日本薬剤師研修センターに提出します。
- ・後日、日本薬剤師研修センターは読み取データの内容確認後、PECS 上にて各受講者に研修受講単位を交付します。

なお、次の場合、研修受講単位は交付されませんのでご注意ください。

- ・PECS 本人確認票（QR コード）を紙に印刷して持参せず、かつ、PECS 本人確認票（QR コード）をスマートフォンに画像表示させる等の方法でも、ディスプレイの破損等それら電子機器の不具合によって PECS 本人確認票（QR コード）が読み取れなかった場合
- ・PECS 本人確認票（QR コード）を他人に貸与した場合
- ・2 回（受講受付時と受講終了後）の読み取りがない場合
- ・遅刻・早退の場合（記録された受講受付時間・受講終了時間が研修会時間内の場合）